

## 浜頓別町新型コロナウイルス緊急対策利子等補給事業補助金 概要

国や道から様々な融資支援策が打ち出されていますが、申込が過多となり申込から借入まで相当の期間を有する事象が発生しております。政府系融資などの実質無利子・無担保・無保証料の資金（長期運転資金）へ繋ぎ、スピード感をもった融資を実行するため、既存の町の中小企業融資事業の短期運転資金（5,000 千円以内：1 年以内）に特別枠（北洋銀行浜頓別支店 30,000 千円、稚内信用金庫浜頓別支店 30,000 千円）を設け、加えて道の融資事業となる新型コロナウイルス感染症緊急貸付（80,000 千円以内：1 年以内）と合わせて、売上高の減少率に差を設けずに売上高が一律△5%以上であれば利子及び信用保証料の全額を補助するものといたします。

### 補助対象融資制度

① 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（北海道融資制度）

運転資金：80,000 千円以内/件：1 年以内：1.0%

取扱金融機関：北洋銀行、信用金庫ほか

② 中小企業融資事業（浜頓別町融資制度） ※対象は短期運転資金のみ

運転資金：5,000 千円以内/件：1 年以内：1.975%

取扱金融機関：北洋銀行、稚内信用金庫

※中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく融資のため商工会員のみ対象

### 上記の融資期間

① 令和2年4月1日～令和2年9月30日

② 令和2年4月1日～令和4年3月31日

### 補助対象

上記の融資に係る利子及び信用保証料の全額 ※①に対する道の信用保証料補助分（売上高△15%以上の小規模企業者は全額、それ以外 1/3）は除く。

補助期間 ① 令和3年9月29日まで

② 令和5年3月31日まで

申請窓口：商工会

①の斡旋申込窓口、②の従来融資分の窓口ともに商工会のため。